

小山工業高等専門学校排水管理要項

制 定 平成17年4月1日

最終改正 平成18年4月1日

(目的)

第1条 この要項は、小山工業高等専門学校（以下「本校」という。）から排出する排水により、公共用水域の水質を汚染することを未然に防止するため、本校における排水の管理について定めるものである。

(定義)

第2条 この要項において、「公共用水域」とは、水質汚濁防止法第2条第1項の規定する公共用水域とする。

2 この要項において「排水基準」とは、水質汚濁防止法第3条第1項、第2項、第3項の規定に定められた基準をいう。

(管理者)

第3条 本校に排水管理者（以下「管理者」という。）を置き、総務課長をもって充てる。

2 管理者は、本校から公共用水域へ排出される排水が、排水基準に適合するよう次の各号に掲げる業務を行う。

- 一 排水の管理
- 二 排水の水質検査、分析
- 三 排出者に対する指導教育
- 四 規制有害物質等を多量に含む廃水の保管・処理
- 五 その他必要な事項

3 管理者は、前項に掲げる事項に関し専門的知識を有する教職員等の協力を求めることができる。

4 総務課施設係は、管理者の命を受け、第2項各号に掲げる業務を行う。

(実験廃液等の回収・処理)

第4条 本校から排出する実験用薬品等の廃液の取扱い、並びに回収・処理については、別に定める廃水管理運用基準（以下「運用基準」という。）による。

(教職員の義務)

第5条 本校において実験用薬品等の廃液を排出する者は、運用基準に掲げる事項を遵守し、放流する排水が排水基準に適合するよう努めなければならない。

(異常時の処置)

第6条 教職員は、放流する排水、実験廃液保管庫及び排水管路等の異常を発見した場合は、直ちに管理者に連絡しなければならない。

2 管理者は、排水の管理に関し公共用水域が汚濁するおそれがある場合、又は前項の連絡により緊急な処置が必要と認められるときは、直ちに環境保全上必要な処置を講じるものとする。

(補則)

第7条 この要項に定めるもののほか、排水の管理について必要な事項は、環境整備委員会が別に定める。

附 則

この要項は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この要項は、平成18年4月1日から施行する。